

ヘルパーステーション コスモス 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 諏訪ノ森会

社会福祉法人 諏訪ノ森会 ヘルパーステーションコスモス重要事項説明書

＜令和6年10月1日現在＞

1. ヘルパーステーションコスモスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人諏訪ノ森会 ヘルパーステーションコスモス
所在地	青森県青森市大字諏訪沢字丸山66-1
介護保険事業所番号	訪問介護サービス（0270100464号）
サービス提供地域	青森市および平内町 ※上記地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者 サービス提供責任者	介護福祉士 介護福祉士	1名 管理者兼務		1名	介護従業者及び業務の管理 入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助、利用調整・技術指導
従業者	介護福祉士	1名	1名	2名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
	1～2級修了者				

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早朝 6:00～ 8:00	夜間 18:00～ 22:00	深夜 22:00～ 6:00
平日	○	○	○	×
土・日・祝日	○	○	○	×

※サービス提供時間帯で料金が異なります。

2. 当法人の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。
- ② 指定訪問介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ③ 訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ④ 常に利用者の心身の状況・その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な援助および助言を行います。

3. サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣、体位変換、通院介助等

(2) 生活援助

調理、洗濯、掃除、布団干し、買い物、薬の受取等

(3) その他のサービス

介護相談 等

4. 秘密の保持について

(1) 事業所の従事者及び従業者であった者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当事業所では、ご利用様の医療上緊急の必要がある場合、又は、サービス担当者会議等において必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者様及びご家族様の個人情報を用います。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担いただくことになりました。

本人の合計所得が160万円以上220万円未満で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の人）の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上463万円未満の方は利用者負担が2割になります。そして年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上の方の利用者負担の割合は3割となります。要支援・要介護認定を受けている方全員に7月に発行する「介護保険負担割合証」でご確認し、利用施設、サービス事業所に提示して下さい。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【訪問介護料金表－基本料金・昼間－】

	20分 未満	20分以上～ 30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上	1時間以上 (30分増す毎に)
身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	5,670円に 820円を追加

身体介護に引続き生活援助を行う場合の追加	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに650円を追加。(1,950円限度)
----------------------	---

	20分以上～45分未満	45分以上
生活援助	1,790円	2,200円

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は

+ 25 / 100 が加算になります。

深夜（午後 10 時～午前 6 時）は + 50 / 100 が加算になります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て 2 人で訪問した場合は、
× 200 / 100 となります。

※ 介護保険利用の場合は、上記金額の 1 割負担が基本となりますが所得により負担割合が違いますので、市町村より送付された「介護保険負担割合証」でご確認、利用施設、サービス事業所に提示してください。

※ 当事業所は、上記基本料金に特定事業所加算Ⅱ（+ 10 / 100）が算定されます。
（これは、研修計画、人員配置が国の定める基準を満たしており算定されております。）

【訪問介護加算】

初回加算	2,000円／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき所定単位数 × 245 / 1000

（２）交通費

前記 1. の（１）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、ガソリン代相当額が必要です。

（３）キャンセル料

自己都合のキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話 017-726-3887）

サービス提供開始時間の 24 時間前までに ご連絡いただいた場合	キャンセル料なし
ご利用当日にご連絡いただいた場合	当該基本料金の 30%

但し、状態の急変などで受診が必要になった場合等は、この限りではありません。

（４）その他

① ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者のご負担になります。

② 料金のお支払方法は、基本的に月末締め翌月 15 日銀行引き落としです。

6. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問介護及び介護予防訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成依頼を介護支援専門員に依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

（２）サービスの利用終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出下さい。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ ご利用者が、介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

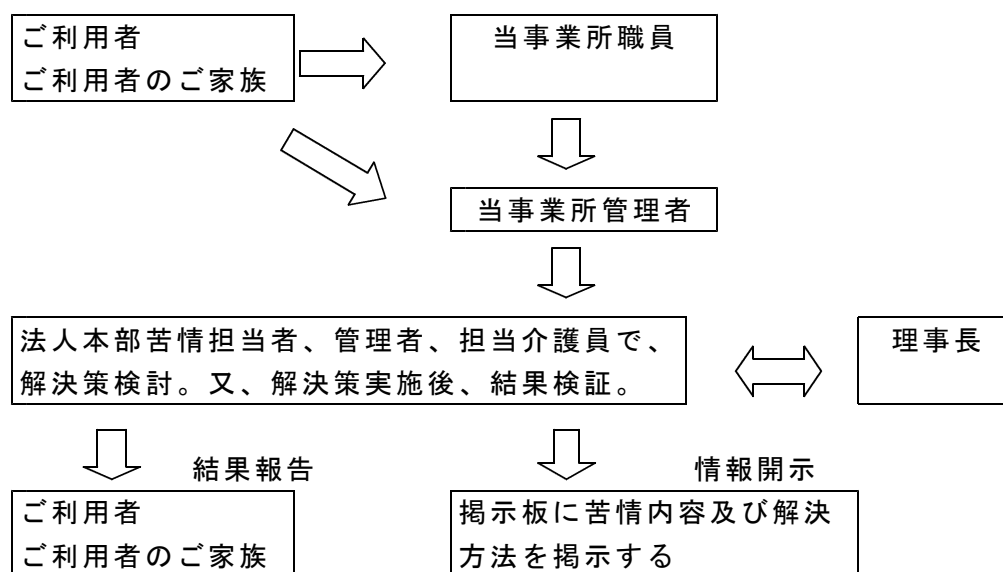
- ・ 当法人が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合
- ・ ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 当法人が解散した場合等は、ご利用者は、即座に契約を解除することができます。
- ・ ご利用者がサービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず３０日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当法人や当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

７．サービス内容に関する苦情

①苦情受付担当 **花田 幸子** （電話 ０１７－７２６－３８８７）

②苦情処理体制

苦情処理フロー



③その他

当法人オンブズマン制度の活用ができます。

また、市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

青森市介護保険課 連絡先 017-734-5257

福祉サービス相談センター（青森県運営適正化委員会）017-731-3039

青森県国民健康保険団体連合会 連絡先 017-723-1301

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、ご利用者がお住まいの市町村、居宅介護支援事業所に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐため対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。当事業所は、ご利用者の事故に備えて、居宅介護事業者保険制度（全国老人保健施設協会）に加入しております。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染症対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、その再発を防止するために感染症委員会の結果を従業者へ周知します。他、指針の整備、研修及び訓練を実施します。また、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき対応します。

11. 天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

12. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 諏訪ノ森会
 代表者役職・氏名 理事長 齊藤 悦生
 事業所在地 青森県青森市大字諏訪沢字丸山72

定款の目的に定めた事業

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 介護老人保健施設いちい荘 | 2. 在宅介護支援センターえんじゅ |
| 3. グループホーム星遊荘 | 4. グループホームはくちょう荘 |
| 5. グループホーム宮田館 | 6. 指定介護老人福祉施設樹の里 |
| 7. デイサービスセンター実見 | 8. ケアハウスリラ |
| 9. ヘルパーステーションコスモス | 10. 老人短期入所事業 |
| 11. 居宅介護支援事業所はなまる | |

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・介護支援専門員等へ連絡します。

主治医	氏 名		電話番号	
	連絡先			
ご家族	氏 名		電話番号	
	連絡先			

14. その他

同行訪問に関するご確認

当事業所では、ヘルパー実習生の実習のため同行訪問をお願いする場合がございます。
 それにつきまして、可否のご確認をさせていただきます。

実習生の同行訪問依頼について

☐ 容認します ・ ☐ 容認できません

令和 年 月 日

訪問介護及び介護予防訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森市大字諏訪沢字丸山 6 6 - 1
名称 ヘルパーステーションコスモス

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護及び介護予防訪問介護についての重要
事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印

続柄

ヘルパーステーションコスモス 利 用 契 約 書

社会福祉法人諏訪ノ森会

社会福祉法人 諏訪ノ森会 ヘルパーステーションコスモス利用契約書

ご利用契約者（以下、『利用者』といいます）と社会福祉法人諏訪ノ森会（以下、『事業者』といいます）は、訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条 契約の目的

第1項 事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 契約期間

第1項 この契約の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

第2項 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 訪問介護計画

第1項 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、『居宅サービス計画』に沿って『訪問介護計画』を作成します。事業者はこの『訪問介護計画』の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条 訪問介護の内容

第1項 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は別紙『重要事項説明書』に定めたとおりです。事業者は、別紙『重要事項説明書』に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。

第2項 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って別紙『重要事項説明書』に定めた内容の訪問介護を提供します。

第3項 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または厚生労働省所定の研修課程を修了した者です。

第4項 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、新たな内容の別紙『重要事項説明書』を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条 サービス提供の記録

第1項 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

第2項 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。

第6条 料金

第1項 利用者は、サービスの対価として別紙『重要事項説明書』に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された日ごとの合計額を支払います。

第2項 事業者は、当月のサービス利用の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者へ送付します。

第3項 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第4項 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。

第7条 サービスの中止

第1項 利用者は事業者に対して、サービス提供開始時間の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

第2項 利用者がサービス提供開始時間の24時間前までに通知することなく、当日にサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、別紙『重要事項説明書』に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は、第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条 料金の変更

第1項 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

第2項 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙『承諾書』を作成し、お互いに取り交わします。

第3項 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条 契約の終了

第1項 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

第2項 次の事由に該当した場合は、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が破産した場合

第3項 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ②利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難

いほどの背信行為を行った場合

第4項 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

第10条 秘密保持

第1項 事業者および事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第2項 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において、利用者および当該家族の個人情報を用いません。

第11条 賠償責任

第1項 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条 緊急時の対応

第1項 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条 身分証携行義務

第1項 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条 連携

第1項 事業者は、訪問介護の提供に当たり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第2項 第9条第3項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条 相談・苦情対応

第1項 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望・苦情等に対応し、迅速に対応します。

第16条 本契約に定めのない事項

第1項 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条 裁判管轄

第1項 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

<事業者名> ヘルパーステーションコスモス
 (青森県0270100464号)
<住 所> 青森県青森市大字諏訪沢字丸山66-1

<代表者氏名> 理事長 齊 藤 悦 生

利用者

<住 所>

<氏 名>

代理人

<住 所>

<氏 名>

(続 柄)

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で、使用することに同意します。

記

1 使用目的

- （１）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- （２）上記（１）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- （３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調不良やケガ等で病院へ行き医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所等

- （１）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- （２）病院又は診療所（体調不良やケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- （１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れる事のないよう細心の注意を払う。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

ヘルパーステーションコスモス 殿

（利用者）住所

氏名

印

（家族）住所

氏名

印

続柄